

別紙3

見 積 条 件

- 1 見積書は、通常保育に係る運営委託費（様式第4-1号）と一時預かりに係る委託費（様式第4-2号）に分けて作成すること。運営に係る経費の全てを記載すること。
- 2 通常保育は、在園児10名（0歳児：2名、1，2歳児：各3名、3歳児：1名、4・5歳児1名在籍）で見込むこと。
- 3 受託者が負担する費用は、仕様書6（5）費用負担を参考とすること。ただし、開設時に限り施設の運営に要する消耗品の一定量について委託者負担とするものであること。
- 4 通常保育に係る見積書には、1月当たりの額を記載すること。
 - （1）「運営委託費（月額）」欄には、上記2のとおり入所している場合の運営委託費を円単位で記載すること。
 - （2）（【変動部分】の小計（A）＋【固定部分】の小計（B））×1.1（消費税）で算出される額を運営委託費（月額）の提案額欄に記載すること。
 - （3）【固定部分】の費目（一般管理費など）については適宜追加、削除して差し支えないこと。
 - （4）【運営委託費（月額）の積算内訳・根拠】の合計欄が、運営委託費（月額）の提案額欄と概ね一致すること
- 5 オプション等に関する見積書について
 - （1）一時預かりに係る委託料
一時預かりは、1日当たり1歳児1名が1時間預けるものとし、1月当たり10日間実施する場合の金額を記載すること。
- 6 運営委託費の支払い方法について
運営委託費は、月ごとに支払うものとし、その額は、下記（1）及び（2）により算定するものであること。
なお、保護者が負担する通常保育料及び一時預かり料は、受託者が直接保護者から徴収するものであること。保育料及び一時預かり料は仕様書5（12）子ども1人当たりの利用料金を想定している。（保護者負担の保育料及び一時預かり料は、発注者が決定します。）
 - （1）通常保育分に係る運営委託費
【変動部分】は、「見積書の年齢ごとの単価」に「当該年齢の園児数（月末の在園児数）」を乗じて得た額になります。【固定部分】は在園児数にかかわらず毎月一定

になります。（【変動部分】の小計（A）＋【固定部分】の小計（B））×1.1（消費税）から保育料（保護者負担）を差し引いた額を、県から事業者へ支払います。

例えば、月末の在園児数が今回の見積条件と同じ10名である場合、今回の見積書提案額から在園児10名の人数・年齢に応じた保育料（保護者負担）を差し引いた額を、県から事業者へ支払うこととなります。県からの委託料と保護者から徴収する保育料の合計が見積書提案額と一致することとなり、その金額で通常保育を運営いただくこととなります。見積書提案額に加えて、別途保育料収入が事業者の運営資金になるものではないことにご注意ください。

（2）一時預かりに係る委託料

今回の見積額から、1名1時間当たりの単価を算出します。（その単価×一月の利用時間）から利用料（保護者負担）を差し引いた額を、県から事業者へ支払います。

（見積上は1歳児を想定した見積を依頼しておりますが、委託料の算定にあたっては全年齢一律の単価設定とすることを想定しています。）。

例えば、今回の見積条件と同じ月10時間の実施である場合、今回の見積額から10時間分の利用料（保護者負担）を差し引いた額を、県から事業者へ支払うこととなります。通常保育分と同様に、県からの委託料と保護者から徴収する利用料の合計が見積書額と一致することになるので、ご注意ください。